

国海総第279号

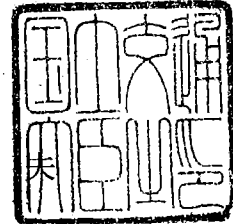
平成22年10月13日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

馬淵澄



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第115号

船員労働安全衛生規則の一部改正について

諮問理由

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）の一部改正を別紙に従って行うことについて、船員法第110条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

船員労働安全衛生規則の一部改正について

第一 油に関する文書の備置きを要する対象の拡大

船舶所有者に対する油に関する文書の備置き義務の対象を、油を貨物として運送する場合に加え、燃料油（船舶の運航のための燃料として用いられるものをいう。）を搭載する場合にも拡大すること。（第二十四条の二関係）

〈参照条文〉

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（交通政策審議会等の権限）

第百十条 交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

② 交通政策審議会等は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。

（命令の制定）

第二百十一条 この法律に基いて発する命令は、その草案について公聴会を開いて、船員及び船舶所有者のそれぞれを代表する者並びに公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定するものとする。